

令和 5 年 5 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 5 月 25 日 (木) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 42 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による計画変更申請について  
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員 (12 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員 (1 名)

11 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明	4 番 大 塚 孝 一
5 番 奥 澤 孝 太 郎	6 番 小 倉 正 範	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1 名)

1 番 新 井 巖 雄

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 山 銅 敏 男                      事務局長補佐 森 田 憲 一  
主 任 古 郷 真 吾

事務局                      それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 5 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は 11 番 星野 邦夫委員です。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会

は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 5 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 5 年 5 月 25 日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5 番：大澤 恵美子 委員」と「6 番：櫻井 正彦 委員」の両名をお願いいたします。

#### 議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番、番号 2 番  
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
番号 1 番。現在、農業を営んでいますが、市外に居住しており管理が困難とことから、申請地を譲り受け、経営規模を拡大したく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。  
番号 2 番。現在、市内で農業を営んでいますが、高齢になり耕作が困難とことから、申請地を譲り受け、経営規模を拡大したく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。  
以上、2 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

番号1番

(議案書：申請人、土地の表示等の説明)

番号1番。隣接地(鹿 4378-10)を駐車場として借りている(有)中澤興業より、申請地を含めた一体を駐車場として利用したいとの申し出があり、申請するもの。以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号1番

会 長

番号1番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。

番号1番について、笠9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の1番をご覧ください。〇〇を〇〇へ200メートルほど直進

します。〇〇を右折し南下します。すぐ左手側が申請地です。始末書のとおりでありますので、慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 所有者〇〇から〇〇に駐車場として貸し出すことから、農地法第4条ではなく、農地法第5条の賃貸借に該当するのではないのでしょうか。

事務局 申請地の隣接地を〇〇に賃貸借していたところ、土地の境界線を明示してなかったことから、徐々に使用範囲が広がり、現在は申請地まで拡大しております。自らが所有する農地を農地以外の目的として使用するという意味での申請であることから、農地法第4条申請で適当と考えます。また、本日時点において、申請地についての賃貸借契約は結んでおらず、借人が確定していない状況であることから、農地法第4条申請が望ましいと考えます。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

### 議案第3号

会 長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番  
(当初計画者(申請人)、土地の表示等の説明)  
番号1番。昭和60年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に一般住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。全部承継。昭和60年3月15日に5条許可。大間々用水土地改良区第2-2工区。農地法第5条同時申請。第3種農地。

会 長 説明が終わりました。担当委員の説明については、次の5条の審議の方でさせて頂きます。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 当初の事業計画(一般住宅建築用地)と変更後の事業計画(一般住宅用地)の違いは何でしょうか。

事務局 文言が異なるだけで事業計画に変更はございません。当初の転用者(譲受人)と計画変更後の転用者(譲受人)が異なり、所有者が変更されるという意味において、計画変更の申請となっております。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

#### 議案第4号

会 長 日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 始めに、4ページの番号1番から番号3番を説明します。  
番号1番から番号3番  
(譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
番号1番。現在、市内にて居住していますが、閑静な住宅街であり、生活環境に恵まれている申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第6工区。第3種農地。  
番号2番。現在、市内にて不動産を経営していますが、閑静で住宅地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅として利用したく申請するもの。始末書添付。みどり市土地開発事業指導要綱該当。阿左美3067-5宅地1394.7㎡と一体利用。第3種農地。  
番号3番。自宅近隣に倉庫及び車庫を建築したく、申請地を買い受け、倉庫、車庫及び道路用地として利用したく申請するもの。第3種農地。  
以上、3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

#### 番号1番

会 長 番号1番について、笠5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、田村です。地図の2番をご覧ください。〇〇を200メートルほど北上した左手側が申請地となります。草が多少生えていますが特段問題はないと思われま。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長

番号2番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。

番号2番について、笠懸1区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の3番をご覧ください。〇〇の南側の道を〇〇に向かいますと、大きな交差点に当たります。交差点を右折し〇〇を道なりに南下します。左手側が申請地となります。始末書のとおりでございます。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長

番号3番について、笠1区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の4番をご覧ください。〇〇の裏手側となります。かなり草が生えております。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事 務 局

5ページの番号4番から番号7番を説明します。

番号4番から番号7番

(譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。現在、申請地北側に住居を構えており、地続きであるため、申請地を

買い受け、庭用地として利用したく申請するもの。久宮 326-32 宅地 330.79 m<sup>2</sup>と一体利用。第 2 種農地。

番号 5 番。現在、市内にて居住していますが、閑静な住宅街であり、生活環境に恵まれる申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 2-2 工区。農地法第 5 条計画変更同時申請。第 3 種農地。

番号 6 番。現在、市内にて居住していますが、譲渡人は市外に居住しており管理が困難であるため、申請地及び住宅を譲り受けたく申請するもの。始末書添付。第 2 種農地。

番号 7 番。現在、県外にて太陽光発電事業を経営していますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第 2 種農地。

以上 4 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

#### 番号 4 番

会 長

番号 4 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、清水です。地図の 5 番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇に入る手前に〇〇が左側にございます。その向かい側の細い道路を右折します。一つ目の十字路を過ぎたすぐ左手側に申請地がございます。何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

#### 番号 5 番

会 長

番号 5 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員

5 番、大澤です。地図の 6 番をご覧ください。〇〇を 250 メートルほど北上します。東に 200 メートルほど直進した左手側が申請地です。過去に農地転用の許可を取ってありますので、砂利が敷いてあり、現況は宅地です。周囲は住宅に囲まれております。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

会 長 番号6番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。番号6番について、大間々15区の担当委員が不在ですので、現地確認を行った3番委員より説明をお願いします。

3 番 委 員 3番、石原です。地図の7番をご覧ください。始末書のとおり、申請地の西側隣接地において、農地転用許可を取ったものの、その場所ではなく、申請地に建物を建ててしまっているという状況です。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

番号7番

会 長 番号7番について、大間々15区の担当委員が不在ですので、現地確認を行った3番委員より説明をお願いします。

3 番 委 員 3番、石原です。地図の8番をご覧ください。〇〇を北上していきます。〇〇を過ぎて次のT字路を左折します。すぐ右手側が申請地です。特段問題はないかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番 推 進 委 員 譲渡人の持分が記載されておきませんが、どうなっていますか。また転用面積が2,000㎡を超えていますが、太陽光の審議会には諮らないのでしょうか。

事 務 局 持分は2分の1ずつです。太陽光の審議会に諮るか否かはフェンスで囲まれた太陽光の設置面積が1,000㎡を超えるか否かで判断されます。今回の案件は1,000㎡以下のため審議会には諮りません。



8 番委員 フェンスで囲まれていない転用面積の残りはどんな土地利用をしますか。また以前にも今回と同様に東町内で 1,000 m<sup>2</sup>を超える転用面積の案件がありました。その時は転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合は太陽光の審議会の対象になるという認識のもと、事前に分筆を行ってから転用申請した経緯がございます。その時は分筆してもらって、今回は分筆しなくて良いというのは、公平性に欠けるのではないのでしょうか。

事務局 フェンスで囲まれていない残りの部分につきましては、メンテナンス時等に一時的に車を駐車するスペース、メンテナンススペースとして利用します。以前の申請については、こちらから事前に分筆をお願いした訳ではなく、転用面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えたら審議会の対象になるという代理人さんの誤った認識のもと、事前に分筆を行い、転用申請を行なったものと推測されます。

8 番委員 この案件については、賛否を諮った方が良いと思うのですが。

12 番委員 この書類だけでは審議の仕様がないので、現地確認を行った委員さんの意見も聞きたいです。

会 長 申請地の右側隣接地はすでに太陽光が出来ておりました。申請地は傾斜地であり、転用目的以外の他の用途で使用するのには考えにくい土地です。

会 長 番号 7 番につきまして、その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が 8 件、再設定が 8 件ございます。  
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)  
新規設定 8 件の地積合計は、10,155 m<sup>2</sup>となります。  
以上 8 件の審議について、よろしく願いいたします。

事務局 新規設定。  
番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。  
番号 2 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号3番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。  
番号4番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。  
番号5番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。  
番号6番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。  
番号7番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。  
番号8番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。  
以上8件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号8番について採決をいたします。番号1番から番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番は可決いたします。

事 務 局 再設定8件の地積合計は、10,494 m<sup>2</sup>となります。  
以上8件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号8番について採決をいたします。番号1番から番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和5年5月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和5年5月25日 午後4時42分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

5 番委員

.....

6 番委員

.....